

事務処理ミス等及び事件・事故が発生

職員

↑
対策の指示

↓
報告

課長
または
担当課長

↑
対策の指示

↓
報告

公立大学法人横浜市立大学における 事務処理ミス等及び事件・事故に係る報告及び公表基準

(報告の方法及び時期)

- 第3条** 課長または担当課長は、所管の業務に係る事務処理ミス等または事件・事故が発生した場合は、速やかに関連法令及び法人内規程等に基づく所定の手続きを実施するとともに、コンプライアンス推進担当へ報告を行わなければならない。
- 2 前項の報告は **別記様式**により行うものとする。ただし、関係法令又は法人内規程等に基づき作成された資料に、当該事務処理ミス等又は事件・事故の概要が記載されている場合は、当該資料をもって別記様式に代えることができる。
- 3 附属病院及び市民総合医療センターについては、課長または担当課長は各病院の総務課庶務担当に報告し、各病院の総務課庶務担当からコンプライアンス推進担当に報告することとする。
- 4 課長または担当課長は、判明した事務処理ミス等または事件・事故について、その対応が完了した時点で、最終報として改めて、報告を行うものとする。ただし、本学外に直接の影響を及ぼさない場合は、第一報を最終報とすることができる。
- 5 課長または担当課長は、事務処理ミス等または事件・事故の対応状況に応じては、第2項の第一報から、第4項の最終報までの間、随時に続報として報告を行うものとする。

総務部総務課コンプライアンス推進担当（庶務担当）

☎787-2004,2005

E-mail: Compliance@yokohama-cu.ac.jp

↓
公表

(公表)

第4条 報告された事案については、原則として公表する。

(公表方法)

- 第5条** 公表は原則として、四半期ごとに一括して本学ホームページへの掲載により行うものとする。
- 2 前項に関わらず、本学のコンプライアンス推進を所管する課の長が次に該当すると認めた事案については、理事長の判断により個別に公表を行う。
- (1) 被害の内容及び範囲に照らし、社会に重大な影響を及ぼし、もしくは及ぼすおそれがあるもの、又は重大な二次被害を生ずるおそれがあるもの。
- (2) その他、理事長が必要と認めたもの。
- 3 個別に公表を行う場合は、横浜市政記者会への資料配布による記者発表及び本学ホームページへの掲載により行うものとする。

↑
対策の指示

↓
報告

部長
事務局長
理事長